

議案第 19 号

佐野市道路占用料徴収条例の改正について

佐野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 3 年 2 月 19 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

佐野市道路占用料徴収条例（平成 17 年佐野市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項から第 4 項までを削る。

第 3 条の見出し中「徴収方法」を「徴収方法等」に改め、同条第 1 項中「前条に規定する」を削り、「納入通知書を占用者に交付する」を「徴収する」に改め、同項第 2 号ただし書を削り、同条第 2 項中「料金」を「占用料」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、占用料が特に多額であるときその他の理由により一時に全額を納付することが困難であると市長が認める場合は、占用料を分割して徴収することができる。

3 占用料の徴収は、納入通知書を占用者に交付することにより行う。

第 4 条中「占用が」を削り、同条第 1 号中「第 6 条第 1 項」を「第 6 条」に改め、「公営企業」の次に「が行う事業」を加える。

1 本につき 1 年	4 4 0
	6 8 0
	9 2 0
	4 0 0
	6 3 0
	8 7 0
	4 0
長さ 1 メートルにつき 1 年	4
	2
1 個につき 1 年	3 9 0
占用面積 1 平方メートルに	2 4 0

別表中

つき 1 年	
1 個につき 1 年	7 9 0
	3 3 0
表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 7 0 0
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	7 9 0
長さ 1 メートルにつき 1 年	1 7
	2 4
	3 6
	4 7
	7 1
	9 5
	1 7 0
	2 4 0
	4 7 0
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	7 9 0
	$A \times 0.005$
	$A \times 0.008$
	$A \times 0.01$
	8 7 0
	5 2 0
	7 9 0
占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	1 7
占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 7 0
表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 7 0
表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 7 0 0

を

つき1年	
1本につき1年	630
1本につき1日	17
1本につき1月	170
その面積1平方メートルにつき1日	17
その面積1平方メートルにつき1月	170
1基につき1月	1,700
	870
占用面積1平方メートルにつき1月	770
	190
	77

1本につき1年	510
	790
	1,100
	460
	730
	1,000
	46
長さ1メートルにつき1年	5
	3
1個につき1年	450
占用面積1平方メートルにつき1年	270
1個につき1年	910
	380
表示面積1平方メートルにつき1年	1,900

占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 1 0
長さ 1 メートルにつき 1 年	1 9
	2 7
	4 1
	5 5
	8 2
	1 1 0
	1 9 0
	2 7 0
	5 5 0
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 1 0
	$A \times 0.005$
	$A \times 0.008$
	$A \times 0.01$
	9 3 0
	5 6 0
	9 1 0
占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	1 9
占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 9 0
表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 9 0
表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 9 0 0
1 本につき 1 年	7 3 0
1 本につき 1 日	1 9
1 本につき 1 月	1 9 0

に改める。

その面積 1 平方メートルにつき 1 日	1 9
その面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 9 0
1 基につき 1 月	1, 9 0 0
	9 3 0
占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 1 0
占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 9 0
	9 1

別表備考第 1 項中「、電柱」を「電柱」に改め、「ものとする」を削り、同表備考第 2 項中「、電話柱」を「電話柱」に改め、「ものとする」を削り、同表備考第 3 項から第 5 項までの規定中「ものとする」を削り、同表備考第 6 項及び第 7 項を次のように改める。

6 表示面積、占用面積又は占用物件の面積が 1 平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは 1 平方メートルとし、占用物件の長さが 1 メートル未満であるとき、又はその長さに 1 メートル未満の端数があるときは 1 メートルとして計算する。

7 占用料の額が年額又は月額で定められている場合は、次に掲げるところにより計算する。

(1) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、当該 1 年未満の期間は、月割をもって計算する。

(2) 前号の規定により計算する場合において、なお 1 月未満の端数があるとき、又は占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、若しくはその期間に 1 月未満の端数があるときは、当該 1 月未満の期間は、1 月として計算する。

(3) 前2号に掲げる場合において、期間の計算は、暦に従う。

別表備考に次の2項を加える。

8 この表の規定により計算して得た額（占用の期間が1月未満である場合は、当該額に100分の110を乗じて得た額）が100円に満たない場合にあつては、占用料の額は、100円とする。

9 占用の期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに占用料を計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐野市道路占用料徴収条例の規定により算定する占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の佐野市道路占用料徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

道路占用料の額を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 19 号参考資料

佐野市道路占用料徴収条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(占用料の額) 第2条 (略) <u>2 占有者から徴収する占用料の額は、前項の規定による月額にあっては、占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じたものとする。ただし、占用の期間が30日に満たないものについては、その月数を1月とする。</u> <u>3 占有者から徴収する占用料の基礎となる占用の面積で1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占用の長さで1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルに、それぞれ切り上げるものとする。</u> <u>4 1件の占用料が100円未満のものは、100円に切り上げるものとする。</u> (占用料の徴収方法) 第3条 市長は、<u>前条に規定する占用料を次に規定する徴収方法により納入通知書を占有者に交付するものとする。</u> (1) (略) (2) 占用の期間が1年以上のものは、初年度は前号の例により、次年度からは、会計年度の初めに、それぞれその年度に属する分を徴収する。<u>ただし、占用料が特に多額である場合、又はその他の理由により一時に全額の納付が困難であると市長が認めた場合は、分割納付することができる。</u> <u>2 既納の占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項により許可を取り消した場合</u>	(占用料の額) 第2条 (略) (占用料の徴収方法等) 第3条 市長は、占用料を次に規定する徴収方法により<u>徴収するものとする。</u> (1) (略) (2) 占用の期間が1年以上のものは、初年度は前号の例により、次年度からは、会計年度の初めに、それぞれその年度に属する分を徴収する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、占用料が特に多額であるときその他の理由により一時に全額を納付することが困難であると市長が認める場合は、占用料を分割して徴収することができる。</u> <u>3 占用料の徴収は、納入通知書を占有者に交付することにより行う。</u> <u>4 既納の占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項により許可を取り消した場合</u>

は、その翌月以降の料金は還付することができる。

(占用料の減免)

第4条 市長は、占用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用者の申請により占用料の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 法第39条第1項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条第1項に規定する公営企業のために占用するとき。

(2)～(4) (略)

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	<u>1本につき1年</u>	<u>440</u>
	第2種電柱		<u>680</u>
	第3種電柱		<u>920</u>
	第1種電話柱		<u>400</u>
	第2種電話柱		<u>630</u>
	第3種電話柱		<u>870</u>
	その他の柱類		<u>40</u>
	共架電線その他上空に設ける 線類	<u>長さ1メートル につき1年</u>	<u>4</u>
	地下に設ける電線その他の線 類		<u>2</u>
	路上に設ける変圧器	<u>1個につき1年</u>	<u>390</u>
	地下に設ける変圧器	<u>占用面積1平方</u>	<u>240</u>

は、その翌月以降の占用料は還付することができる。

(占用料の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用者の申請により占用料の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 法第39条第1項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業が行う事業のために占用するとき。

(2)～(4) (略)

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	<u>1本につき1年</u>	<u>510</u>
	第2種電柱		<u>790</u>
	第3種電柱		<u>1,100</u>
	第1種電話柱		<u>460</u>
	第2種電話柱		<u>730</u>
	第3種電話柱		<u>1,000</u>
	その他の柱類		<u>46</u>
	共架電線その他上空に設ける 線類	<u>長さ1メートル につき1年</u>	<u>5</u>
	地下に設ける電線その他の線 類		<u>3</u>
	路上に設ける変圧器	<u>1個につき1年</u>	<u>450</u>
	地下に設ける変圧器	<u>占用面積1平方</u>	<u>270</u>

		<u>メートルにつき</u> <u>1年</u>				<u>メートルにつき</u> <u>1年</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	<u>1個につき1年</u>	<u>790</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	<u>1個につき1年</u>	<u>910</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>330</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>380</u>
	広告塔	<u>表示面積1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>1,700</u>		広告塔	<u>表示面積1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>1,900</u>
	その他のもの	<u>占用面積1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>790</u>		その他のもの	<u>占用面積1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>910</u>
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	<u>長さ1メートル</u> <u>につき1年</u>	<u>17</u>	法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	<u>長さ1メートル</u> <u>につき1年</u>	<u>19</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>24</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>36</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>47</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>55</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>71</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>95</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110</u>

			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>170</u>				外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190</u>
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>240</u>				外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270</u>
			外径が1メートル以上のもの		<u>470</u>				外径が1メートル以上のもの		<u>550</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき	<u>790</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき	<u>910</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	<u>A×0.005</u>	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	<u>A×0.005</u>		
		階数が2のもの		<u>A×0.008</u>			階数が2のもの		<u>A×0.008</u>		
		階数が3以上のもの		<u>A×0.01</u>			階数が3以上のもの		<u>A×0.01</u>		
	上空に設ける通路		<u>870</u>	上空に設ける通路		<u>930</u>					
	地下に設ける通路		<u>520</u>	地下に設ける通路		<u>560</u>					
	その他のもの		<u>790</u>	その他のもの		<u>910</u>					
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日	<u>17</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日	<u>19</u>		
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1月	<u>170</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1月	<u>190</u>		
道路法施行令（昭	看板（ア	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	<u>170</u>	道路法施行令（昭	看板（ア	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	<u>190</u>		

和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。） 第7条第 1号に掲 げる物件	るものを 除く。）		<u>1月</u>		和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。） 第7条第 1号に掲 げる物件	るものを 除く。）		<u>1月</u>	
		その他のもの	<u>表示面積1平方 メートルにつき 1年</u>	<u>1,700</u>			その他のもの	<u>表示面積1平方 メートルにつき 1年</u>	<u>1,900</u>
	標識		<u>1本につき1年</u>	<u>630</u>		標識		<u>1本につき1年</u>	<u>730</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	<u>1本につき1日</u>	<u>17</u>		旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	<u>1本につき1日</u>	<u>19</u>
		その他のもの	<u>1本につき1月</u>	<u>170</u>			その他のもの	<u>1本につき1月</u>	<u>190</u>
	幕（令第 7条第4 号に掲げ る工事に 用施設であ るものを 除く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	<u>その面積1平方 メートルにつき 1日</u>	<u>17</u>		幕（令第 7条第4 号に掲げ る工事に 用施設であ るものを 除く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	<u>その面積1平方 メートルにつき 1日</u>	<u>19</u>
		その他のもの	<u>その面積1平方 メートルにつき 1月</u>	<u>170</u>			その他のもの	<u>その面積1平方 メートルにつき 1月</u>	<u>190</u>
	アーチ	車道を横断するも の	<u>1基につき1月</u>	<u>1,700</u>		アーチ	車道を横断するも の	<u>1基につき1月</u>	<u>1,900</u>
		その他のもの		<u>870</u>			その他のもの		<u>930</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		<u>占用面積1平方 メートルにつき 1月</u>	<u>770</u>		令第7条第2号に掲げる工作物		<u>占用面積1平方 メートルにつき 1年</u>	<u>910</u>
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同			<u>190</u>		令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同		<u>占用面積1平方</u>	<u>190</u>

条第5号に掲げる工事用材料		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		77

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月末

条第5号に掲げる工事用材料	メートルにつき	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1月	91

備考

- 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 表示面積、占有面積又は占有物件の面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとし、占有物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算する。
- 占用料の額が年額又は月額で定められている場合は、次に掲げるところにより計算する。

満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。この場合において、1月とは、占用開始の日から翌月の占用開始の日に相当する日の前日（応当日のないときはその月の末日）までをいう。

（1） 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、当該1年未満の期間は、月割をもって計算する。

（2） 前号の規定により計算する場合において、なお1月未満の端数があるとき、又は占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間は、1月として計算する。

（3） 前2号に掲げる場合において、期間の計算は、暦に従う。

8 この表の規定により計算して得た額（占用の期間が1月未満である場合は、当該額に100分の110を乗じて得た額）が100円に満たない場合にあっては、占用料の額は、100円とする。

9 占用の期間が複数年度にわたる占用の場合は、年度ごとに占用料を計算する。